

令和 7 年 4 月

民生委員・児童委員の候補者が勤務されている
雇用主（所属長）様へ

丹波市福祉部社会福祉課

民生委員・児童委員の活動に対する協力について（ご依頼）

日頃は、丹波市が進める福祉行政の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年は、11 月 30 日をもって 3 年間の任期が満了する民生委員・児童委員の一斉改選の年となります。

このたびは、御社（貴事業所等）に勤務をされている方が、次期、民生委員・児童委員として地域（自治会等）から推薦されておられることとお知らせするとともに、当該候補者が民生委員・児童委員として活動できるよう、ご配慮くださいますよう改めてご依頼申し上げるものです。

近年、全国的に民生委員のなり手不足が懸念されており、当市においても例外になく、勤務しながら民生委員・児童委員の活動をいただいている方が増加傾向にあります。

このような現状と下記のとおり民生委員・児童委員の活動に関する概要を記述しておりますので、ご確認のうえ、ご理解賜り、別紙「同意書」に同意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 民生委員・児童委員とは

民生委員法及び児童福祉法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱される「地域福祉を担うボランティア」です。

また、非常勤の地方公務員として位置づけられますが、福祉に関する資格や専門的な知識は不要となります。

ただし、住民の個別の相談に応じるために守秘義務が課せられています。

2 任期について

令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年間（1 期）

※丹波市では、可能な限り 2 期（6 年）以上の就任をお願いしている所です。

3 どのような活動をするのか

同じ地域で生活する住民の一員として、住民から様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援等が受けられるように市役所や関係する支援機関等への「つなぎ役」として役割を担っていただきます。

（引き続き裏面をご覧ください）

4 何か勤務先に対して支障があるのか

(1) 定期的な会議や研修への参加

月に1回程度平日の昼間に民生委員の定例会があります。

(※地域によっては、夜間に開催される場合もあります。)

専門部会(高齢、障がい又は児童)の研修への参加(年に数回)

その他地域福祉関連事業への参加(年に数回)

(2) 地域住民に対する緊急的な対応

虐待の通告や警察への協力など法令に定めがある場合など、緊急(平日の昼間等)に立ち合いを求めたり、情報提供に協力いただく場合があります。

5 今回、同意をお願いしたい書類

別添「同意書(様式第9号)」をご覧ください。

6 その他

ご不明な点やご不審な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

【提出先】

〒669-3602

丹波市氷上町常楽 211 番地 (丹波市役所本庁第2庁舎)

福祉部社会福祉課社会福祉係

担当 徳田 克彦、安達 香奈、濱田 実李

☎ (0795) 88-5276